

倫理規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本スラックライン連盟（以下「当連盟」という。）の役員、職員、指導者、競技者、会員その他全ての関係者が遵守すべき倫理基準を定め、スラックライン競技の健全な発展および社会的信頼の向上を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当連盟に所属または関係するすべての者に適用する。

第3条（基本倫理）

当連盟に関わる者は、社会的責任と公共性を自覚し、次の各号を遵守するものとする。

- 公正かつ誠実に行動し、社会的信頼を損なわないこと。
- 競技者および他の関係者の人権を尊重し、差別、虐待、ハラスメントを行わないこと。
- スラックライン競技の健全な普及・発展を妨げる行為を行わないこと。
- 公私の別を明確にし、私利私欲を追求しないこと。
- 反社会的勢力との一切の関わりを持たないこと。

第4条（ハラスメントの禁止）

いかなる種類のハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、モラルハラスメント等）も行ってはならない。

- 本条におけるハラスメントには、性的言動、身体的・精神的暴力、暴言、いじめ、指導を逸脱した行為、盗撮等を含む。

第5条（未成年者の保護）

未成年者の安全と尊厳を守り、身体的・精神的虐待や不適切な言動、指導を行ってはならない。

- 未成年者のプライバシーを尊重し、保護者の同意なしに個人情報や画像、映像を公開・提供しない。

第 6 条（利益相反の回避）

個人的利益と当連盟の利益が相反する状況においては、当該個人の利益を優先させてはならない。

- ・ 利益相反が生じる可能性がある場合には、速やかに当連盟に報告し、必要な指示を仰がなければならぬ。

第 7 条（不正・違法行為の禁止）

スポーツに関する倫理規範、国内外の法令、その他社会的規範を遵守し、不正行為や違法行為を行ってはならない。

- ・ ドーピング、競技結果の不正操作、違法薬物の使用、その他スポーツマンシップに反する一切の行為を禁止する。

第 8 条（個人情報の保護）

個人情報保護法その他関連法令を遵守し、関係者の個人情報を適切に取り扱う。

- ・ 情報管理体制を整備し、漏えい防止措置を講ずる。

第 9 条（通報および相談）

本規程に違反する行為を知った場合は、速やかに当連盟に通報しなければならない。

- ・ 通報者は不利益を受けることなく保護される。
- ・ 当連盟は通報内容を調査し、必要な措置を講じる。

第 10 条（懲戒）

本規程に違反した者に対しては、当連盟の規程に基づき、厳正に懲戒処分を行うことができる。

第 11 条（改定）

本規程の改定は、理事会の決議により行う。

改定：2025 年 6 月